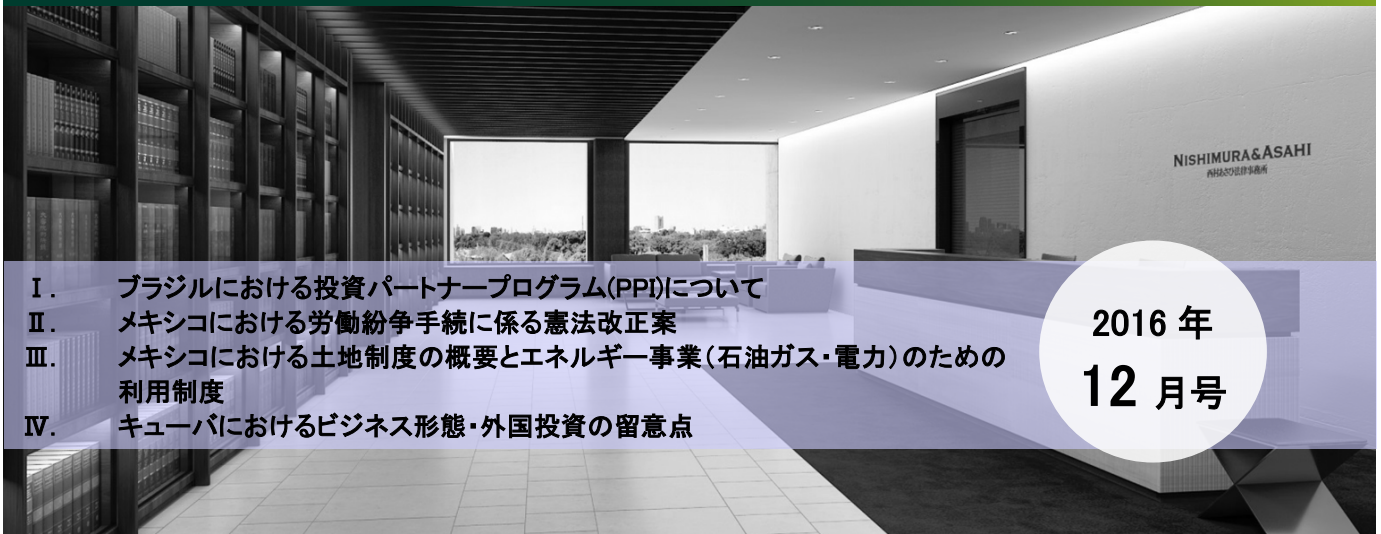


## 中南米ニュースレター



- I. ブラジルにおける投資パートナープログラム(PPI)について
- II. メキシコにおける労働紛争手続に係る憲法改正案
- III. メキシコにおける土地制度の概要とエネルギー事業(石油ガス・電力)のための利用制度
- IV. キューバにおけるビジネス形態・外国投資の留意点

2016年  
12月号

## I. ブラジルにおける投資パートナープログラム(PPI)について

執筆者: 古梶 順也

## 1. はじめに

現在、ブラジルにおいては、長期にわたる経済停滞、ラヴァ・ジャット作戦による大手ゼネコン幹部逮捕による入札参加禁止、それに関連する金融機関の融資停止、ジウマ・ルセフ前大統領の弾劾裁判による政治的混乱などを要因として、過去数年間にわたりインフラ整備プロジェクトの実施が滞っている状況にあります。

こうした中で、2016年9月13日に、ミシェル・テメル大統領は、2016年法律第13334号(Lei nº 13.334/2016)を制定し、投資パートナープログラム(Programa de Parcerias de Investimentos – “PPI”)に基づくコンセッション<sup>1</sup>や民営化を通じて、空港や道路などのインフラ整備プロジェクトを民間に開放していくことを公表しました。

PPIは、今後ブラジルへの投資を検討している日本企業にとっては魅力的な制度となることから、本稿でその概要を紹介したいと思います。

## 2. PPIの目的

PPIとは、長期的視野に立った計画やガイドラインの策定を通じて、ブラジル国内のインフラ整備プロジェクトに関する透明性・信頼性・法的保護をより高め、当該プロジェクト実施に際しての公的団体と民間事業者との連携(官民パートナーシップ)を強化・拡大し、民間事業者の投資を呼び込むことを目的とするプログラムです。これにより、ブラジル国内におけるインフラ整備を進め、ブラジル経済を活性化し、雇用を創出することを究極的な目的としております。PPIの対象となるプロジェクトに関しては外資参入に対する制限やブラジル企業との協業義務は設けられないこととされていることから、日本企業の参加も多いに期待されます。

<sup>1</sup> コンセッションとは、公的団体から民間事業者に対して公的サービス等の実施権限を授与することをいいます。例えば、公的団体から民間事業者に対して鉄道の建設・運営権限を授与し、民間事業者が利用者からの使用料(場合によっては、当該使用料に加えて公的団体からの報酬)を受け取るケースがこれに当たります。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

### 3. PPIの対象プロジェクト

2016年9月13日には、テメル大統領、エンリケ・メイレーレス財務大臣らをメンバーとする第1回PPI審議会が開催され、当該審議会において、PPIの対象となる34のプロジェクトが公表されました。

これらのプロジェクトのうち、リオグランデスル州ポルト・アレグレ、バイア州サルバドール、サンタカタリーナ州フロリアノポリス、セアラ州フォルタレザにおける4つの国際空港に関する入札やパラ州サンタレン港の燃料ターミナルに関する入札は、既に入札要項が公表されており、2017年3月にそれぞれの入札が実施される予定です。リオデジャネイロ港の小麦ターミナルに関する入札についても、2016年12月中の入札要項の開示が予定されており、同じく2017年3月に入札が実施されることが予想されます。

そのほか、2017年上半期にはゴイアス州とミナスジェライス州を結ぶ高速道路364/365号線、リオグランデスル州とサンタカタリーナ州を結ぶ高速道路101/116/290/386号線に係る入札要項の公表が、2017年下半期にはトカンチンス州とサンパウロ州を結ぶ鉄道等の3つの鉄道建設に係る入札やロンドニア、パラ、リオデジャネイロの3州の水道事業の入札要項の公表がそれぞれ予定されております。

これら以外にも、原油や天然ガスの輸送管設置、アマゾナス州等における配電事業、ミナスジェライス州等における水力発電所建設や鉱物発掘等がPPIの対象となるプロジェクトとして公表されております。

### 4. PPIに関する条件等

第1回PPI審議会において、PPIの対象となるプロジェクトを実施する際に政府が従うべきガイドラインが承認されました。当該ガイドラインには、民間事業者による投資を促すための以下のような条件が含まれております。

- (i) コンセッションに係る入札要項は、パブリックコメント手続に付した上で、公表前にFederal Court of Audits(国の予算や財政状態を監視する外部統制機関)による承認を経ること
- (ii) 入札書類は、ポルトガル語及び英語の両言語にて公表すること
- (iii) より多くの入札者の参加を集めるために入札期間を100日以上設けること
- (iv) (従前のプロジェクトにおいては環境に関する許認可の取得に時間がかかり、プロジェクトの遅延をもたらしていたことを踏まえて)入札開始の条件として、事前の認可取得等を通じて当該プロジェクトの環境面での実現可能性を事前に確保していること

また、PPIの対象となるプロジェクトの実施に際してのファイナンス条件についても公表されております。まず前提として、プロジェクトを実施する民間事業者は少なくとも20%の自己資本を投入することが原則とされております。次に、ブラジルのインフラ整備プロジェクトにおいては、ブラジル国立経済社会銀行(BNDES)がTJLP(*Taxa de Juros de Longo Prazo*)と呼ばれる長期政策金利に基づく低金利の長期融資を通じて大きな役割を果たしてはりましたが、BNDESからの各プロジェクト向け長期融資枠の上限が前政権下の70%から40~50%に引き下げられ、これにより民間銀行のより積極的な融資への参加が求められる形となっております<sup>2</sup>。そのほか重要な点として、BNDESは、ブリッジローンを利用することなくコンセッション開始当初から完全なファイナンスを実施することを目指すことを公表しており、これによりファイナンスの不確実性に起因する民間事業者のリスクが軽減されることが期待されております。

さらに、2016年11月24日には、PPIの対象となる高速道路・鉄道・空港の3セクターにおけるコンセッションに関連する暫定措置法(*Medida Provisória nº 752/2016*)が制定されました。これは、上記3セクターにおけるコンセッションについて、(i)一定の条件下でのコンセッションの早期合意解除・再入札の実施を認めることや、(ii)コンセッションに関する一定の事項に係る紛争について

<sup>2</sup> なお、現時点では、PPI対象プロジェクトのために、300億レアルの長期融資枠が設けられ、そのうち180億レアルはBNDESにより、120億レアルは連邦貯蓄銀行傘下の勤続期間保障基金ファンド(FI-FGTS)により提供されることが公表されております。

仲裁又はその他の裁判外の紛争解決手段による解決を求めること等を内容としております。当該暫定措置法は、(i)により、既存事業者の財務上の理由等によって実施が滞っている既存のコンセッションの早期合意解除・再入札の実施を進めることで、既存事業者を救済しつつ新たな投資チャンスを創出するとともに、(ii)により、長期間を要するブラジル国内の裁判手続を避けつつ仲裁等を通じた柔軟な紛争解決を実現できるようになる点で、プロジェクトに参加する民間事業者にとって魅力的なものとなっております<sup>3</sup>。

\* \* \*

以上、PPI の概要をご紹介致しました。今後も、各プロジェクトに係る入札要項の公表のみならず、対象プロジェクトに関する官民パートナーシップの内容・入札手続・契約についてのガイドラインを定める命令等も随時制定されていくことが予想されるので<sup>4</sup>、引き続き PPI の状況に注視する必要があります。



こ かし じゅん や  
古 梶 順 也

西村あさひ法律事務所 弁護士

[j.kokaji@jurists.co.jp](mailto:j.kokaji@jurists.co.jp)

2008 年弁護士登録。2014 年～2015 年伊藤忠商事株式会社出向。2016 年より Mattos Filho 法律事務所(サンパウロ)に出向し、国内外の M&A のほか、ブラジルを中心とした中南米諸国の法務案件に取り組む。

## Ⅱ. メキシコにおける労働紛争手続に係る憲法改正案

執筆者: 梅田 賢

### 1. はじめに

メキシコ憲法第 123 条は、労働者の保護を目的とした、非常に詳細な規定を定めており、メキシコの連邦労働法(以下、「労働法」といいます。)を含め、メキシコの労働法制は労働者保護に厚いことで知られています。

そして、現行のメキシコ憲法において、労働紛争解決のためには調停・仲裁委員会(Juntas de Conciliación y Arbitraje)を利用しなければならない旨が定められているところ、エンリケ・ペニャ・ニエト大統領は、2016 年 4 月 28 日に、調停・仲裁委員会に関する規定を含むメキシコ憲法 107 条及び 123 条の改正案(以下、「本憲法改正案」といいます。)を提出し、同年 10 月 13 日に、本憲法改正案がメキシコ連邦国会の上院によって承認され、さらに 11 月 4 日に下院によっても承認されました。

今後、州議会の過半数の承認により、本憲法改正案が成立した場合、これまで労働紛争解決手段として利用されてきた調停・仲裁委員会が廃止され、労働紛争については新たに設置される調停センター及び労働裁判所を利用することが必要となります。

そこで、本稿では本憲法改正案の概要について、現行制度の概要と併せて紹介します。

<sup>3</sup> 当該暫定措置法は、大統領の署名と同時に効力を有し、その有効期間は 60 日間(さらに 60 日間の延長が可能)とされており、議会の承認が得られない場合にはその効力を喪失します。

<sup>4</sup> なお、2016 年 11 月 1 日には、エネルギー・鉱業セクターにおける優先的プロジェクトを定める 2016 年命令 8893 号(Decreto n° 8.893/2016)が公布されています。

## 2. 現行制度と本憲法改正案の概要について

### (1) 現行制度

現行のメキシコ憲法上、労働者と雇用者の雇用関係から発生する全ての労働紛争は、連邦及び州に設置される行政機関である調停・仲裁委員会において取り扱われるものとされています。調停・仲裁委員会は、政府(連邦又は州)、労働者組織及び使用者組織の各代表から構成され、当事者間で調停手続による和解が成立しない場合は、仲裁が行われることとなります。

さらに、仲裁判断に不服がある場合には、判断が下されてから 15 日以内に、アンパロ(Amparo)といわれる憲法違反を理由とする保護請求の制度を通じて裁判所に提訴することが可能です。

また、現行のメキシコ憲法上、調停・仲裁委員会は、上記のような紛争解決機関としての役割の他、労働者によるストライキを行う際の事前通知先、雇用者がロックアウトを行う際の事前承認先としての役割を担っています。

さらに、法律上も、調停・仲裁委員会は、工場閉鎖、生産縮小などに伴う人員の整理、削減に際しての、通知先及び承諾の取得先とされているほか、雇用者と労働組合との間の労働協約の提出先、就業規則の寄託先とされています。

### (2) 改正後の調停・仲裁委員会の廃止と新たな調停機関の設置

上記のとおり、従前は、雇用者と労働者との間の労働紛争については、調停・仲裁委員会によって判断が下されていたものの、本憲法改正案が成立した場合、調停・仲裁委員会が廃止され、新たに労働紛争解決機関として、連邦及び州に労働裁判所が設置されることとなります。

これにより、現行憲法下においては、労働者は、雇用者と労働者との間の紛争が生じた場合、アンパロによる場合を除いては行政機関である調停・仲裁委員会を通じて解決されてきたところ、今後は、司法機関による紛争解決が可能となります。

また、訴訟の前提条件として、労働紛争に際して、行政機関である調停センターにおいて調停を試みる必要があります。当該調停センターは州に設置され、連邦においては、新たに設置される独立した行政機関が調停センターとしての役割を担うこととなります。

なお、本憲法改正案が成立した場合、上記の労働紛争に関する手続以外に、労働組合等に関する事項も変更される点にも注意が必要です。

まず、調停・仲裁委員会の廃止に伴い、今後は、上記の連邦に設置される行政機関が、労働協約や労働組合の登録等の手続を行うこととなります。

また、労働協約の締結を目的としたストライキを行う場合、労働組合は、労働当局に対して、労働者の意思を反映していることを証明すること等が必要となります。

その他、本憲法改正案が成立した場合、労働者の権利保護の観点から、労働組合の代表選挙等の労働組合における意思決定プロセス等に関し、労働者による自由投票、直接投票及び秘密投票が保証されることとなります。

以上のとおり、本憲法改正案が成立した場合、これまでメキシコにおいて採られてきた労働紛争に係る手続を含め、現行の制度が大きく変更されることとなります。もっとも、上記のとおり、本稿執筆時点において、本憲法改正案について、憲法改正に必要な州議会の承認手続が完了していません。また、当該憲法改正が成立した後は、当該改正に応じた大幅な労働法の改正手続が必要となります。したがって、最終的なメキシコ憲法及び労働法の改正内容については引き続き注視する必要があります。

うめだ まさる  
梅田 賢

西村あさひ法律事務所 弁護士

[m.umeda@jurists.co.jp](mailto:m.umeda@jurists.co.jp)

2007年弁護士登録。2015年～2016年ニューヨークのデビボイス&プリンプトン法律事務所。2016年～メキシコの法律事務所である Basham, Ringe Y Correa, S.C.に出向中。国内外の M&A、一般企業法務、株主総会対応、商事紛争等の案件を担当。

## Ⅲ. メキシコにおける土地制度の概要とエネルギー事業(石油ガス・電力)のための利用制度

執筆者: 松平 定之、Felix Ponce Nava Cortes

本稿では、メキシコの特異な土地制度の概要を紹介した上で、エネルギー事業(石油ガス・電力)のための利用制度について解説します。

### 1. メキシコの土地制度の概要

メキシコにおいて、公有地以外の土地は基本的に3つのカテゴリーに分かれます。具体的には、①私有地、②エヒード(ejido)及び③共同体不動産(Propiedad comunal)です。①私有地は不動産登記簿への登記対象となるのに対し、②エヒードと③共同体不動産は国家農地登記簿(Registro Agrario Nacional)の登記対象となります。それぞれのカテゴリーの特徴は次の通りです。

#### ① 私有地

個人又は法人によってその使用のために所有される土地です。私有地に関する権利は、自由に譲渡、担保設定その他の処分を行うことが可能です。権利の譲渡等については不動産登記簿に登記されます。

#### ② エヒード

エヒードは、集落その他の共同体によって保有される土地であり、歴史的に農業のために設定されたものです。

通常、エヒードには3種類の土地があります。共同利用のための土地、居住利用の土地及び区分土地です。共同利用のための土地及び居住利用の土地については、共同体の通常の活動のためのものであることから、譲渡、担保設定その他の処分は認められておりません。これに対して、区分土地は、エヒードの構成員の利用のために区分された土地です。そのため、区分土地は譲渡可能ですが、共同体総会の承認等の手続きを要します。

また、エヒードが設定される(複数のエヒードが統合される場合を含む)際に、エヒードの構成員に solares(共同利用のための土地が個人所有に変更されたもの)が付与されることがあります。solares はエヒードの一部ですが、共同体総会の承認なく、構成員個人の判断により第三者へ譲渡可能です。

一方、エヒードから分離された土地については、不動産登記簿に登記される必要があります。

組織としてのエヒードは、3つの機関からなります。共同体総会、エヒード委員会及び監視委員会です。エヒードの最高意思決定機関はエヒードの構成員(ejidatarios)の全員から成る共同体総会です。共同体総会の決議は、原則として構成員の過半数が出席し、出席者の過半数の賛成を要します。但し、上記3つの各カテゴリーの土地の区割りの変更や、エヒードの分割・統合などの重要な案件については、構成員の4分の3以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成が必要となります。エヒード委員会はエヒードの法的な代表であり、共同体総会の招集を含む執行機能を有します。監視委員会はエヒード委員会の活動を監視する役割を有します。

### ③ 共同体不動産

共同体不動産は、エヒードと同様の性質を有する土地ですが、エヒードと異なり構成員のために区分土地が配分されることはありません。すなわち、共同体不動産は、共同利用のためにのみ存在します。共同体不動産は、譲渡等の処分の対象とすることができず、また、国家農地登記簿に登録されます。共同体不動産の譲渡その他の処分のためには共同体総会の承認等の手続きを要します。

2015 年に行われた調査<sup>5</sup>によれば、②エヒードと③共同体不動産の広さの合計は約 1 億 500 万ヘクタールにのぼり、メキシコ全土の約 52%を占めています。そのため、エネルギー事業を含め、各種プロジェクトを円滑に実施するためには、エヒード及び共同体不動産の利用に関する規制の内容が重要となります。

## 2. エネルギー事業のための土地利用に関する協議等の手続き

### (1) 概要

メキシコでは、2013 年 12 月に憲法改正が行われ、民間事業者が同国のエネルギー産業(石油ガス・電力)における様々な活動に参加することが可能となりました(憲法 25 条、27 条及び 28 条の改正)<sup>6</sup>。

このメキシコにおけるエネルギー市場の開放により、民間事業者にとって、自らの事業の実施に必要な土地の利用権の確保の必要性が一層高まっています。例えば、石油ガス事業におけるパイプラインや、電力事業における発電設備・電源線の敷設のための土地の利用権の確保です。2014 年 8 月に制定された炭化水素法(LH)及び電力事業法(LIE)には、エネルギー事業に関する許認可等を取得した民間事業者の義務に関する規定とともに、事業活動を行う予定の土地(私有地、エヒード及び共同体不動産の 3 つのタイプのいずれか)の所有者と協議し、利用するための法的な手続きが定められています<sup>7</sup>。

なお、石油ガス事業又は電力事業に関して企業が取得する必要がある許認可等については、事業の内容によりエネルギー省、エネルギー規制委員会又は国家炭化水素委員会により付与される認可、許可、ライセンス又は契約と様々ですが、本稿においてはこれらを「許認可等」と総称し、また、これらの許認可等を付与された事業者を「コントラクター」と総称します。

<sup>5</sup> メキシコ国会の持続的開発研究センターによる調査 <http://www5.diputados.gob.mx/index.php/esl/Comunicacion/Boletines/2015/Octubre/10/0175-En-Mexico-52-por-ciento-de-la-superficie-es-ajidal-y-comunal-de-1992-a-2014-aumento-en-2-mil-ha>

<sup>6</sup> この憲法改正以前は、石油ガス事業について、国有の石油公社である PEMEX(Petróleos Mexicanos)が独占し、民間事業者は、PEMEX から業務の委託を受けることは可能でしたが、石油ガスの生産活動から得られる生産物や利益の共有を受けることは認められておりませんでした。また、電力事業についても、国営の CFE(Comision Federal de Electricidad)が独占し、民間事業者は、CFE の入札への参加を通じて発電事業への参入が限定的に認められるのみで、送配電・小売への参加は認められておりませんでした。

憲法改正により、石油ガス事業については、民間事業者は、サービス契約、利益分配契約、生産物分配契約又はライセンス契約を通じて、石油ガスの商業生産に参加することが認められることとなりました(詳細については、紺野博靖＝大槻由昭「メキシコのエネルギー事業改革に伴う資源上流案件の現況」(商事法務ポータル 2016 年 4 月 25 日掲載)参照)。

また、電力事業についても、民間事業者は、発電事業への参入が原則として自由になり、大口需要家向けの小売供給への参入も認められ、また、送配電事業についても CFE との契約を通じて限定的な参加が認められることとなりました(詳細については、松平定之「メキシコの電力事業規制の改革」(西村あさひ法律事務所・中南米ニューズレター 2015 年 4 月号)参照)。

<sup>7</sup> LH の 100 条から 117 条、LIE の 71 条から 89 条。

## (2) 土地利用のための協議等手続き

コントラクターは、所管の行政機関から許認可等を付与されれば、土地の所有者に対し、当該土地の利用の希望を書面で通知することになります。コントラクターは、土地の所有者に対し、事業の計画・内容等を説明し、対象となる土地の所有者の全ての質問に回答する必要があります。また、コントラクターは、エネルギー省及び農地土地都市開発省 (SEDATU) に協議の開始を通知しなければなりません。これらの省は協議のプロセスを検証・評価します。

コントラクターは、土地の利用に関し、賃貸借、任意地役権、一時的占有、売買又は交換など、法令と矛盾しない契約を用いることが可能です。

対象となる土地が個人又は法人により所有されている場合 (すなわち私有地である場合) には、土地所有者との間で協議を自由に実施し、合意することができます。

他方、対象となる土地がエヒード又は共同体不動産である場合には、契約の締結には共同体総会の承認が必要です。通常、土地利用契約に関する共同体総会の承認は構成員の過半数が出席し、出席者の過半数が賛成すれば足りませんが、石油ガス及び電力事業のための土地利用契約については、炭化水素法及び電力事業法により、より厳格な手続き規制が課されており、構成員の 4 分の 3 以上が出席し、出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要とされます。また、共同体総会の招集手続き等について、農業法の手続きの遵守も必要です。承認を求める契約については、共同体総会においてエヒード構成員に対しその詳細が説明される必要があり、コントラクターとしても、共同体総会が事業活動の範囲と想定される結果、並びに期待されるメリットについて正確に報告を受け理解していることを確認する必要があります。さらに、共同体総会の承認手続きについては農業法務局及び公証人によって確認が行われます。農業法務局はより早い段階からこのプロセスに関与しエヒード等の構成員に法的な助言を行うことも多くなっています。

土地の利用に関する補償額を算定するには、許認可等に基づき行われる事業の内容やコントラクターによる土地利用の形態を考慮する必要があります。補償額には、土地の利用に関する賃料及びプロジェクトの結果生ずる損失・損害 (土地の通常の利用を元に算定) が含まれます。国家財産管理査定庁 (INDAABIN) は、土地の状況・性質に基づきその利用・購入に関する評価基準を策定しており、当該評価基準は、当事者の協議の基礎として用いられます。また、当事者は、一定の資格のある金融機関又は専門家による評価の実施に合意することもできます。当該評価に関して生じた費用は、コントラクターが負担します。補償の方法については、法令に反しない限り、金銭の支払い、共同体のための開発プログラムの実施又はそれらの組合せなどの手法を選択することが可能です。

石油ガスの商業生産に関するプロジェクトについては、補償額には、メキシコ石油安定開発ファンドへの支払いを控除した上で、当該プロジェクトのコントラクターに帰属する収益の一定割合も含まれます。一定割合とは、非随伴天然ガスの場合には 0.5% 以上 3% 以下であり、その他の場合には 0.5% 以上 2% 以下です。

エネルギー事業のための土地利用に関する契約は、エネルギー省の作成したモデルに基づき作成され、対象となる土地の範囲、契約締結に至る当事者の意思、土地の利用に関する対価の金額及び支払方法、並びに事業開発スキームに関する事項等が定められます。当事者間で契約が成立した場合、当該契約は管轄の地方民事裁判官 (私有地の場合) 又は中央農業裁判所 (エヒード及び共同体不動産の場合) に提出されなければなりません。これらの機関は、炭化水素法又は電力事業法や農業法に定められる手続き・方式が遵守されたかを確認し、コントラクターの費用で地方新聞及び必要な場合には対象となる土地の分かりやすい場所において合意の概要を公表します。

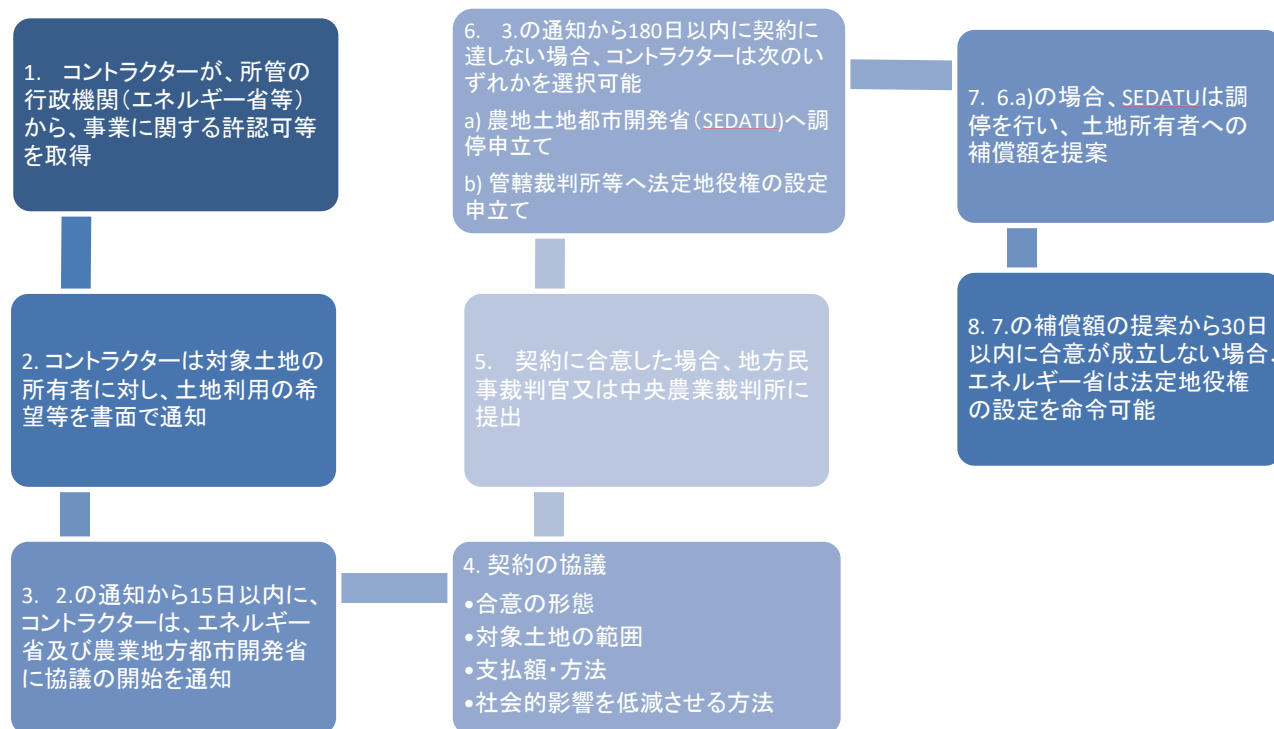
## (3) 合意が成立しない場合の手続き

エネルギー省等への協議開始の通知から 180 日以内に当事者間で合意が成立しない場合、コントラクターは SEDATU の調停を求めるか、又は管轄ある地方民事裁判官 (私有地の場合) 若しくは中央農業裁判所 (エヒード又は共同体不動産の場合) に対し法定地役権の設定を求めることができます。調停手続きにおいて、SEDATU は、両当事者に受入可能な内容を考慮しつつ、土地

所有者への補償額を提案します。もし補償額の提案から 30 日以内に合意に達しない場合には、エネルギー省は法定地役権の設定を命ずることができます。なお、以上の手続きの期間中、当事者はいつでも別段の合意をすることができます。

法定地役権 (servidumbre legal) とは、土地を所有することなく使用し又は立ち入る権利です。法定地役権の設定により、インフラの建設や保守、プロジェクトの建設工事、及びプロジェクトの実行のための人の立ち入り、建築資材、車両、物品の搬入及び保管が可能となり、エネルギー事業の実施が可能となります。

エネルギー事業を目的とする土地利用に関する協議等のプロセス  
(炭化水素法 100~117 条及び電力事業法 71~89 条)



(4) 留意事項

以上に説明した手続きを進めるにあたっては、エヒード又は共同体不動産の構成員は多くの場合において先住民族に起源を有する農業従事者であり、社会の発展と切り離された社会的弱者であることを念頭に置くことが重要です。これらの人々は、「独立国における先住民族及び種族民に関する条約」(国際労働機関(ILO)169 号条約)の保護対象であり、メキシコ政府もその土地、労働、文化、環境を守るための措置を講ずることが求められます。炭化水素法及び電力事業法に基づき、エネルギー省は、プロジェクトを実施する地域の社会的弱者に関する調査を実施し、その権利を守るために必要な措置を講じます。プロジェクトを計画する事業者も、事業の社会的影響とそれを低減させるための手段に関する調査を実施しなければなりません。エネルギー分野のプロジェクト期間が多くの場合に 20 年から 25 年の長期であることも考慮し、事業者は地元のコミュニティにプロジェクトの内容と影響を適切に説明することを通じてその理解・受入れを図ることが重要です。

また、コントラクターは、前述の手続きに際し、濫用的、差別的な行為を行ってはならず、かつ、土地の所有者の決定に不適切又は正当化できない影響を及ぼす行為を行ってはなりません。そのような行為は政府から付与された許認可等の取消事由ともなり得ます。

土地利用に関する契約に基づく事業活動が終了した場合、コントラクターは設備を解体し、利用した土地を原状回復するとともに、事業の結果として生じた損害及び損失のうち、合意されていた補償で予見されなかったものを補填しなければなりません。



2013 年の憲法改正及びその後の関連法令の制定はエネルギー事業に取り組む企業に大きな事業機会を与えるものと期待されますが、他方、具体的な取組みにあたっては、メキシコ特有の社会的諸要素を考慮し、事業に不可欠な土地をプロジェクト期間を通じて安定的に利用できる環境整備とそれに伴うコストの分析を行うことが非常に重要です。本稿で説明した手続きの適正な活用が、メキシコにおけるエネルギー・プロジェクトの円滑な実施に寄与することが期待されます。



まつだいら さだゆき  
**松平 定之**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[s\\_matsudaira@jurists.co.jp](mailto:s_matsudaira@jurists.co.jp)

2002 年弁護士登録。2011 年～2012 年ニューヨークのデビボイス&プリンプトン法律事務所。業務提携・M&A、各種規制対応、紛争・不祥事対応等のコーポレート法務を専門とし、近時、メキシコをはじめとする中南米進出案件や資源エネルギー案件への法務アドバイスに注力している。



フェリクス ホンセ ナハ コルテス  
**Felix Ponce Nava Cortes**

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー

[f\\_ponce@jurists.co.jp](mailto:f_ponce@jurists.co.jp)

2013 年メキシコ合衆国弁護士登録。2014 年～バシヤム・リンジ・コア法律事務所。国際貿易に関する法務・税務を専門とする。

## IV. キューバにおけるビジネス形態・外国投資の留意点

執筆者：木島 彩

### 1. はじめに

「カリブ海の真珠」と讃えられるキューバは、昨年 7 月の米国との国交正常化以降、ノスタルジックな街並みや情熱的な音楽を求めて観光客が急増しているだけでなく、今後の経済発展や需要拡大を見据えて新規進出や取引の増大を狙う多くの外国企業の注目を集めています。

本年 9 月には安倍晋三首相がキューバを訪れ、ラウル・カストロ国家評議会議長と首脳会談を行い、両国間の経済関係を強化する方針で一致しました。経済モデルの現代化の一環として外資導入を推進しているキューバでは、日本からの投資にも期待が高まっており、本年 11 月にはキューバのマルミエルカ外国貿易・投資相が来日し、東京で開催された第 2 回官民合同会議において、日本からの投資案件の早期実現に向けた協議が行われました。また、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)は、本年 11 月にキューバ向け海外投資保険の引受けを一部再開し、日本企業のキューバ進出を後押しする流れとなっています。

米国の対キューバ政策の方針転換の可能性やフィデル・カストロ前国家評議会議長の死去の影響など不透明な部分はあるものの、日本・キューバ間では引き続き経済関係の強化が図られるものと考えられます。このようなキューバ情勢を踏まえ、キューバにおけるビジネス形態及び外国投資の留意点について概説します。

### 2. キューバにおけるビジネス形態

外国企業がキューバにおいてビジネスを行う方法としては、以下の形態があります。

形態	概要
① 支店の開設、代理人(店)の設置	➤ キューバ国内で法人を設立せずに、支店(Sucursal)の開設又は代理人/代理店(Agente)の設置により、キューバ企業と取引を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現在、日本企業のキューバへの進出形態は支店開設が主流だが、支店では直接輸出入はできない(キューバ企業との契約主体にもなれない)。</li> <li>➤ 支店開設条件は以下のとおり。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本社設立後 5 年間が経過していること</li> <li>2) 本社の払込資本金が 5 万ドル以上</li> <li>3) 直近 3 年間のキューバとの取引実績が年間 50 万ドル以上(一定の例外が認められている)</li> </ol> </li> </ul>
<p>② 直接投資</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 全額外国資本金企業</li> <li>2) 合併企業</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外国投資法(2014 年法律第 118 号/Ley de la Inversión Extranjera)に基づきキューバ国内で法人を設立するもので、外資 100%の「全額外国資本金企業」(Empresa de Capital Totalmente Extranjero)と、外国企業とキューバ企業の合併による「合併企業」(Empresa Mixta)の 2 形態が認められている。</li> <li>➤ 実際には「合併企業」の形態による進出が大多数。現在、日本企業の直接投資による進出例はない。</li> <li>➤ マリエル開発特区における直接投資については、税制優遇等の特例が定められている。</li> </ul>
<p>③ 国際経済提携契約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外国投資法に基づく外国投資の一形態だが、キューバ国内で法人を設立することなく、キューバ企業と外国企業が国際経済提携契約(Contrato de Asociación Económica Internacional)を締結し、業務提携/業務委託の形で事業を運営する。</li> <li>➤ ホテル運営(直接投資は不可)、生産委託、建設業、農業、専門サービスの提供等。</li> </ul>
<p>④ 旅行代理店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 旅行代理店については上記とは別の法令により代理店契約の締結又は支店の開設が認められている。</li> </ul>

※ 公共保健、教育サービス、国防等、一定の分野への外国投資は認められておらず、分野によって投資形態が制限されるものもあります。

### 3. 外国投資の留意点

#### (1) 投資案件リストに基づく投資

キューバへの外国投資は自由に認められるものではなく、キューバの外国貿易投資省(MINCEX)が毎年公表する投資案件リストに従って申請し承認を得る必要があります。キューバ政府としてその時点で優先的な投資案件と考えるものが対象となり、最新の投資案件リスト(2016年-2017年版)には15部門395件のプロジェクトが掲載されています。MINCEXによれば、特に注目される分野は、インフラ開発、再生可能エネルギー、観光業(医療ツーリズムを含む)、運輸、銀行・金融活動等とのことです。

なお、支店開設(上記2.①)によりキューバと貿易取引を行う場合も、取引の相手方は公営の買付企業であり、まずは買付企業のサプライヤーリストに登録する必要があります。取引対象もキューバ政府が考える優先分野に限られます。また、本紙では詳述しませんが、キューバへの外国投資や貿易取引を行う際には、米国のキューバ資産管理規則(CACR)や輸出管理規則(EAR)等による制裁の対象とならないかを確認する必要があります。

#### (2) 事業運営における留意点

##### ➤ 労働制度

キューバへの外国投資により事業を運営する場合、労働者については、原則として、キューバ政府が指定する公営人材会社を通して契約しなければならず、直接雇用が認められていない点に特色があります(支店開設の場合も同様です。)。ハイクラスの管理職を除いてキューバ人を雇用し、その雇用条件についても公営人材会社と交渉する必要があります。

##### ➤ 投資家保護

外国投資法では、外国投資には完全な法的保護と保証が与えられその収容はできないとの原則が示されていますが、一方で、公共の用途又は社会的利益を理由に「しかるべき補償」を行った上で収容される場合がある旨が定められています(ただし、現状では、法令に従った事業運営を行う限り収容リスクは高くはないと考えられます。)。当該補償の額については、原則としてキューバ政府と投資家との合意により決定されますが、第三者による決定が必要な場合には、キューバ政府によって許可された国際的に権威ある組織が選定されることとされています。

##### ➤ 紛争解決

外国投資法では、出資者間の紛争は原則として設立文書の合意に従って解決されるが、一定の紛争(解散・清算、天然資源・公共サービスに関するもの等)や、外国投資間又は外国投資とキューバの法人若しくは自然人との間の紛争については県人民裁判所経済法廷で解決される旨定められています。ただし、キューバの法律に従った仲裁も認められており、実際にはキューバの国際商事仲裁法廷(Corte Cubana de Arbitraje Comercial Internacional)による仲裁が利用される場合が多いと考えられます。



きじま あや  
木島 彩

弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所 弁護士

[a\\_kijima@jurists.co.jp](mailto:a_kijima@jurists.co.jp)

2009年弁護士登録。労務、一般企業法務、訴訟、M&A等コーポレート分野の案件を中心に担当している。

当事務所では、中南米の法律事務所駐在経験のある弁護士を含めた中南米プラクティスグループのメンバーが、国内外の専門家と連携しつつ、中南米において事業活動を行う日本企業をサポートする体制を整えており、これらのメンバーを中心に、中南米において事業展開する日本企業の皆様にリーガルサービスの提供を行っております。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、中南米地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。当法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネスタックスロー・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

© Nishimura & Asahi 2016